

地域福祉推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市福祉パル設置運営要綱第8条の規定に基づき、川崎市福祉パルにおいて、地域福祉推進事業(以下、「事業」という。)を実施する社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)に補助金を交付することにより、市民の福祉活動への参加を促進し、地域福祉の振興をはかることを目的とする。

(実施事業)

第2条 事業の実施は、区単位とし、これは市社協の各支部(以下、「各区社協」という。)があたるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は次のとおりとする。

- (1) 福祉広報・福祉講座等啓発事業
- (2) 福祉相談・情報提供事業
- (3) ボランティア活動の振興育成事業
- (4) その他、地域福祉増進事業

(申請)

第4条 市社協会長は、年度当初、地域福祉推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に各区社協の補助対象事業実施計画書(第2号様式)を添付して、川崎市市長(以下、「市長」という。)あて補助金交付申請を行う。

(交付)

第5条 市長は、市社協会長から前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに交付決定を行い、補助金を交付する。

(優先発注)

第6条 市社協は、第5条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただ

し、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき
- (2) その他市長が必要と認めるとき

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費については、人件費、事業費及び事業関連費の別として、当該年度開始前に予算額の内訳について、市社協会長に通知するものとする。交付対象となる補助事業は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に各区社協が行う事業とする。

(報告)

第8条 市社協は、当該年度終了後30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 地域福祉推進事業補助金精算書及び補助対象事業実施報告書（第3号様式）
- (2) 発注実績報告書（第4号様式）
- (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）
- (4) その他市長が認めるもの

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 市社協は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第6号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登録されている者、又は当該法人に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第6条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(精算)

第9条 市社協は、前条第1項の精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、市の指定する期日までにその残額を返還しなければならない。

(調査等)

第10条 市は、必要に応じて事業実施状況を調査し、報告を求め、事業の実施が不相当と認められるときは必要な指導を行うことができる。

(返還)

第11条 市長は、市社協が次の各号の一に該当する場合は、補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の指導に応じないとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他不正行為があると認められたとき

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。